

令和7年度富山市太陽光発電設備及び蓄電池導入促進補助金Q & A

1 補助金の申請に関すること

(1) 共通事項

Q1-1

・申請の期限はいつまでですか？

○令和7年11月28日(金)17:15までです。

Q1-2

受付は先着順ですか？

○先着順です。ただし、申請の合計額が、予算額を超えた場合は、抽選により交付申請を受け付ける方を決定します。また、交付申請書に不備があった場合は、その不備が補正された段階で申請受付とします。

Q1-3

・他の補助金と併用しても良いですか？

○他の補助金との併用はできません。

○二重交付が明らかになった場合は、補助金の返還を求めることがあります。

Q1-4

・申請は、オンラインで申請することとなっていますが、紙で申請することはできますか？

○原則、オンライン申請としていますが、オンラインでの申請が困難な場合は、持参又は郵送による申請も受け付けます。この場合も、受付期間は令和7年11月28日(金)17:15必着となりますのでご注意ください。

Q1-5

- ・すでに契約(着工)している場合は対象にならないのですか？
- ・契約(着工)は、どの時点から可能になりますか？

- すでに契約(着工)している事業は、**対象外**となります。
- 契約(着工)が可能となるのは、申請書提出後、市の交付決定通知日以降となります。早期に契約しなければ、期限内に事業が完了しないおそれがあるなどのやむを得ない理由により、交付申請日から交付決定通知日までの間に事業に着手する必要がある場合には、交付申請と合わせてその理由を記載した事前着手届(様式第3号)を提出してください。

Q1-6

- ・交付決定通知書はいつ届きますか？

- 交付決定通知書の発送は申請後、2週間程度を想定しています。

Q1-7

- ・予算額を教えてください。

- 個人向け22,500千円、上乗せ補助対象分1,920千円、事業所向け3,390千円、PPA個人向け7,000千円、上乗せ補助対象分480千円、計65,800千円です。

Q1-8

- ・補助金の交付を受けられない場合がありますか？

- 申請内容の審査の結果、補助要件を満たしていない場合には、補助金の交付を受けることができません。申請前に、補助要件等について、交付要綱や「申請の手引き」等を熟読してください。
- 受付期間にあった事前申請の合計額が予算額を超えた場合は、抽選により交付申請を受け付ける方を決定しますので、補助要件を満たしていても、抽選の結果、補助金を受けられない場合があります。どちらの場合も、交付申請書に記載された申請者または施工事業者の連絡先にご連絡します。

Q1－9

・交付決定通知書が届いた後は、どのような手続きが必要になりますか？

○「申請の手引き」に手続きの流れを記載していますので、ご確認ください。

○事業完了後、補助金を受け取るために、実績報告書の提出が必要です。

○交付申請書及び実績報告書に必要となる添付書類につきましては、各様式に記載していますので、ご確認ください。交付申請書及び実績報告書の様式データは、市ホームページ（本補助金のページ）からダウンロードできます。

Q1－10

・導入実績のないもの（試作品等）は、補助対象となりますか？

○商用化され、導入実績がある設備を補助対象とします。商用化されていないものや、導入実績のないものは、補助対象になりません。

Q1－11

・過去に購入したもの（在庫品）や中古品は、補助対象となりますか？

○申請者が過去に購入したもの（在庫品）や中古品は、補助対象になりません。

Q1－12

太陽光発電設備と蓄電池で、補助対象経費は分けて記載する必要がありますか？

○補助対象経費については、分けて記載してください。

(2)市民の方へ

Q2-1

普段居住していない住宅(別荘など)は補助対象になりますか？

○本補助金は、市内の自ら居住する住宅の敷地内に補助対象設備を設置する方が対象となります。申請者が居住する住宅(住民票を有する住所)以外の「別荘等」については、補助対象外となります。

Q2-1

設備を増設する場合は補助対象になりますか？

○対象となります。ただし、太陽光発電設備と蓄電池を同時に(増設)設置することが要件となりますので、どちらか一方の設備を増設する場合は補助対象外となります。

○なお、設備の買い替えや更新については、補助対象外となります。

(3) 中小企業者等の方へ

Q3-1

普段使用していない事業所は補助対象になりますか？

○市内の自らが事業を営む事業所に補助対象設備を設置する中小企業者等が対象となります。生産もしくはサービス提供を事業として行う事業所又は事務所、又は当該事業所と同一敷地内にある建築物以外については補助対象外となります。

Q3-2

設備を増設する場合は補助対象になりますか？

○対象となります。中小企業者等は太陽光発電設備のみの設置も対象ですが、蓄電池のみの申請はできません。

○なお、設備の買い替えや更新については、補助対象外となります。

Q3-3

個人事業主の場合、「事業を営んでいることを証する書類」として何を提出すればよいですか？

○令和7年1月から、国税庁、国税局、税務署に提出される申告書等の控えへの収受日付印の押なつは行われなかったこととなりました。そこで、青色申告を行っている事実が確認できる書類の取得方法として、以下が挙げられます。

① 申告書等情報取得サービス(オンライン請求のみ)

パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを無料で取得することができます。申請書等情報取得サービスについての詳細は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp/shutoku-service/index.htm>)でご確認ください。

② 保有個人情報の開示請求による申告書等の写しの取得

税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます(写しの交付の場合は1か月程度かかります)。

手数料は300円(オンライン申請の場合は200円)です。

2 対象設備に関すること

(1)太陽光発電設備について

Q4-1

- ・FIT制度(固定価格買取制度)による売電をしても良いですか？
- ・昼間は仕事に出ているため、発電した電気が余ってしまいます。売電しても良いですか？

○本補助金は、発電した電力の自家消費を推進することを目的としているため、FIT制度による売電は出来ません。

○日中に消費しきれなかった余剰電力を売電することは可能です。

Q4-2

- ・自家消費率が30%(50%)以上とはどういうことですか？

○自己所有の住宅に設置する場合、「年間自家消費想定量／年間発電想定量＝30%以上」、事業所の敷地内に設置する場合、「年間自家消費想定量／年間発電想定量＝50%以上」となることを補助要件としています。想定される自家消費率については、工事請負事業者等にお問い合わせいただくなどし、計算してください。

※交付申請書の提出時の添付書類への記載が必要となります。

※補助対象設備の設置後、当該設備の発電量や蓄電量等の使用状況に関する調査(調査票への記入等)を行う場合があります。

Q4-3

- ・カーポートへの太陽光発電設備の設置(ソーラーカーポートの設置)は、補助対象になりますか？

○ガレージやカーポート(物置や車庫)等の屋根上に太陽光パネルを設置する場合は、補助対象となります。ただし、カーポート本体及びカーポートの設置に要する経費は補助対象外となります。

Q4－4

太陽光発電設備に係る補助対象経費には、何が含まれますか？

○太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー、その他付属機器(接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器)、設置工事に係る費用(配線・配線器具の購入・電気工事等を含む)など太陽光発電システムを動かすために必要なものが含まれます。

○工事請負契約書(売買契約書)で値引きがあった場合、申請書等には、値引き後の価格(実際の支払価格)を記入してください。

※支払価格が、補助金額を下回る場合は、対象となりません。新築住宅等で、太陽光発電設備の設置に要する経費全額が値引きされるものは、対象とはなりません。

Q4－5

・申請する補助対象経費について、太陽光パネルやパワーコンディショナーの設備購入費のみを計上してもよいですか？

○工事費を除く、設備購入費のみを補助対象経費とした申請は認められません。原則として、工事費を含めた補助対象設備の設置に要する(補助対象外経費除く)経費を計上していただく必要があります。

Q4－6

・太陽光発電設備の補助額の計算はどのように行えばよいですか？

・太陽光モジュール(パネル)とパワーコンディショナーで出力(kW)が異なる場合はどうなりますか？

○「申請の手引き」に、計算例を記載していますのでご確認ください。

○太陽光モジュールとパワーコンディショナーで出力(kW)が異なる場合は、いずれか小さいほうの出力(kW単位で小数点以下を切り捨てた値)が設備としての出力となります。

(2)蓄電池について

Q5－1

- ・太陽光発電設備がすでに設置されており、今回、蓄電池のみを設置したい場合、本補助金の対象になりますか？

○本補助金を利用し設置する太陽光発電設備の付帯設備として導入する蓄電池が補助対象となります。蓄電池のみを新たに設置する場合は補助対象外となります。

Q5－2

- ・「蓄電容量」は、どの数字を書けばよいですか？

○公称容量(定格容量)を用いてください。また、kWh単位で小数点第二位以下を切り捨てた値を用いてください。

Q5－3

- ・「蓄電池の仕様」に合致しているかは、どのように確認することができますか？

○(一社)環境共創イニシアチブ(SII)にて認証を受けている蓄電池は、基準をすべて満たすものになるため、補助対象設備となります。

【参考】蓄電システム登録済製品一覧(SII)

<https://zehweb.jp/registration/battery/list.html>

○上記の認証を受けていないものについては、工事請負事業者や製造販売者等から補助要件を満たすことを確認してください。

Q5－4

- ・蓄電池は可搬式のものでも補助対象になりますか？

○可搬式(ポータブル)の蓄電池は、補助対象外となります。

3 実績報告に関すること

(1) 共通事項

Q6-1

・実績報告期限はいつまでですか？

○令和8年2月13日(金)17:15までです。ただし、事業完了から10日以内または2月13日(金)のいずれか早い日に提出する必要があります。

Q6-2

・「事業完了」とは、何を指しますか？

○請負事業者への支払いが完了した日(領収書発行日)か、送配電網へ系統連系した日(北陸電力送配電株式会社の発行する「連系開始のお知らせ」に記載の連系開始日)のいずれか遅い日を指します。

Q6-3

・保証書の提出が間に合わないのですが、後日提出は可能ですか？

○保証書の後日提出は認めません。